

第21号（令和元年12月5日発行）	発行日 5日、15日、25日
<h1>横浜市報</h1>	発行所
	横浜市役所
	横浜市中区港町1丁目1番地

目 次

頁

**【告示】**

△	公印の廃止【総務局行政・情報マネジメント課】	3
△	地域包括支援センターの設置【健康福祉局地域支援課】	4
△	横浜市地域ケアプラザの使用料の収納事務の委託【健康福祉局地域支援課】	5
△	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定の更新【健康福祉局医療援助課】	6
△	美化推進重点地区の区域の変更【資源循環局街の美化推進課】	7
△	自動販売機の届出対象地区の区域の変更【資源循環局街の美化推進課】	9
△	横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の決定【建築局都市計画課】	11
△	同 【建築局都市計画課】	12
△	横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の変更【建築局都市計画課】	13
△	横浜国際港都建設計画生産緑地地区の変更【建築局都市計画課】	14
△	横浜国際港都建設計画地区計画の変更【建築局都市計画課】	15

**【公告】**

△	特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の設立の認証の申請【市民局市民活動支援課】	16
△	大規模小売店舗の変更の届出【経済局商業振興課】	17
△	同 【経済局商業振興課】	19
△	大規模小売店舗の廃止の届出【経済局商業振興課】	21
△	令和2年度に横浜市風力発電所で発電する電力の売却に関する一般競争入札の施行【環境創造局環境エネルギー課】	22
△	公園の一時利用停止【環境創造局公園緑地管理課】	24
△	排水設備指定工事店の指定【環境創造局管路保全課】	25
△	横浜国際港都建設計画道路の市素案の公聴会の開催の中止【建築局都市計画課】	26
△	開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】	27
△	建築基準法に基づく道路の位置の指定【建築局調整区域課】	28
△	同 【建築局調整区域課】	29
△	同 【建築局調整区域課】	30
△	建築基準法に基づく指定道路の一部廃止【建築局建築指導課】	31
△	同 【建築局建築指導課】	32
△	同 【建築局建築指導課】	33
△	同 【建築局建築指導課】	34
△	同 【建築局建築指導課】	35
△	同 【建築局建築指導課】	36
△	釜石都市計画片岸地区被災市街地復興土地区画整理事業の施行に係る換地処分通知の内容の掲示【都市整備局市街地整備調整課】	37
△	港湾隣接地域を指定することについての公聴会の開催【港湾局政策調整課】	38

**【区告示】**

△	認可地縁団体の告示事項の変更【戸塚区地域振興課】	40
---	--------------------------	----

△ 同	【栄区地域振興課】	41
[水道局]		
△ 指定給水装置工事事業者の指定	【給水維持課】	42
[教育委員会]		
△ 横浜市文化財保護条例に基づく管理団体の指定	【生涯学習文化財課】	43

告 示

横 浜 市 告 示 第 328 号

公 印 の 廃 止

次 の と お り 公 印 を 廃 止 す る 。

令 和 元 年 12 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

公 印 の 名 称	廃 止 年 月 日	印 影
横 浜 市 恵 風 ホ ー ム 所 長 印	令 和 元 年 12 月 5 日	 <p>( 方 21 ミ リ メ ー ト ル )</p>

横浜市告示第 329 号

地域包括支援センターの設置

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の46第3項の規定により、地域包括支援センターが、次のとおり設置された。

令和元年12月5日

横浜市長 林 文子

地域包括支援センターの設置者	地域包括支援センターの所在地	設置日
社会福祉法人誠幸会	泉区岡津町 1,228 番地 の 3	令和元年12月1日

横浜市告示第 330 号

横浜市地域ケアプラザの使用料の収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、横浜市地域ケアプラザの使用料の収納事務を次のとおり委託した。

令和元年12月5日

横浜市長 林 文 子

地域ケアプラザの名称	受託者の名称	受託者の所在地	受託期間
横浜市岡津地域ケアプラザ	社会福祉法人誠幸会 理事長 鈴木 一 誠	泉区上飯田町2, 083番地の1	令和元年12月1日から令和2年3月31日まで

横浜市告示第 331 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定の更新

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定を次のとおり更新した。

令和元年12月5日

横浜市長 林 文子

更新年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和元年11月1日	オレンジ薬局	神奈川県松本町1丁目3番地の45	薬局
同	オレンジ薬局片倉店	神奈川県片倉四丁目3番24号	同
同	共創未来片倉薬局	神奈川県片倉二丁目1番17号	同
同	オレンジ薬局横浜東口店	西区高島二丁目14番15号	同
同	A E O N F O O D S T Y L E 港南台店薬局	港南区港南台三丁目1番2号	同
同	オレンジ薬局北山田店	都筑区北山田一丁目7番1号	同
同	公益社団法人神奈川県看護協会 洋光台訪問看護ステーション	磯子区洋光台三丁目11番23号	訪問看護

横浜市告示第 332 号

美化推進重点地区の区域の変更

横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例（平成7年9月横浜市条例第46号）第9条第1項に規定する美化推進重点地区の区域を、次のとおり変更する。

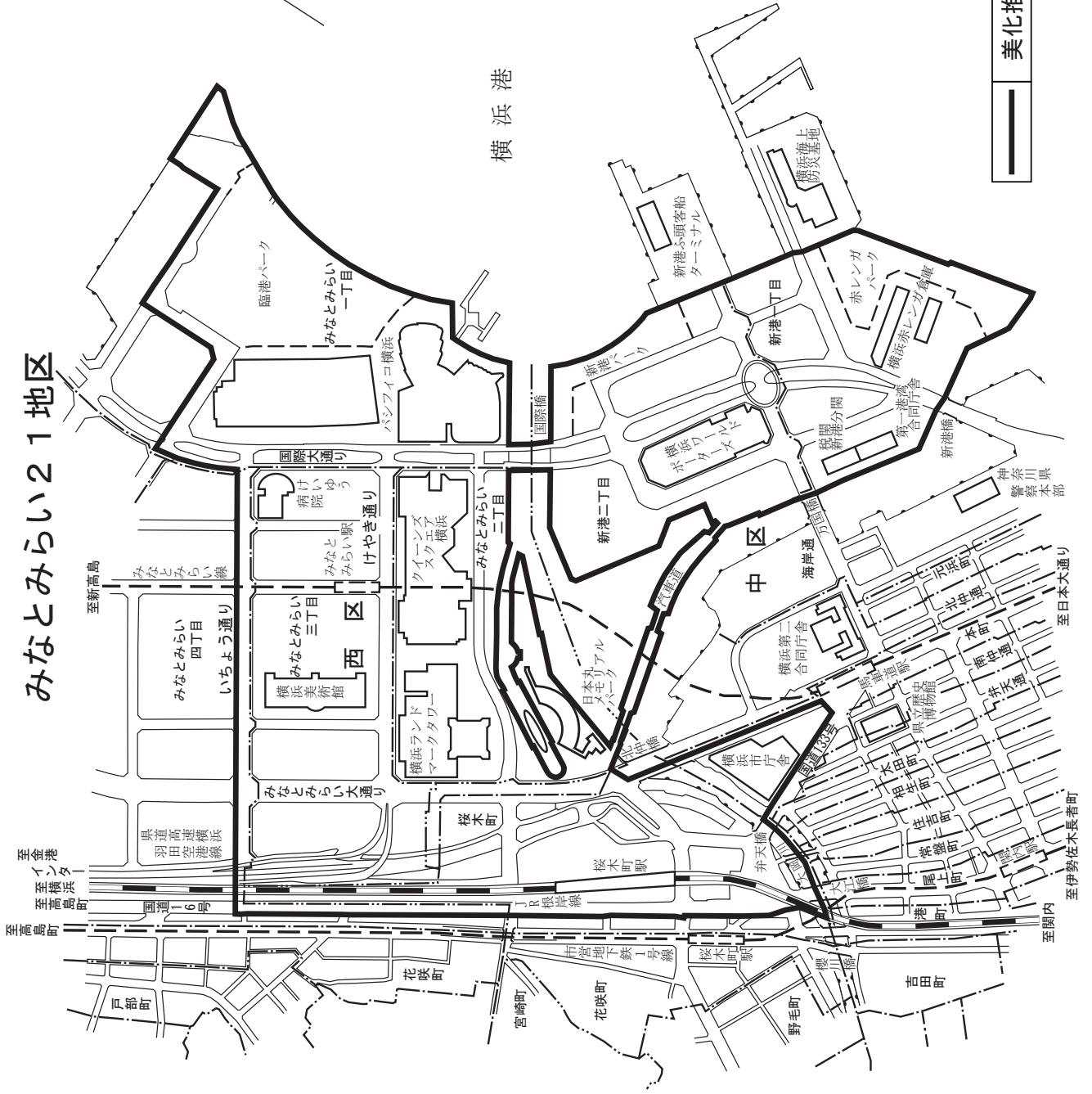
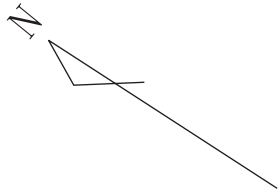
令和元年12月5日

横浜市長 林 文 子

変更年月日	変更する指定場所	
	指定地区名	区 域 図
令和2年1月1日	みなとみらい21地区	別図のとおり

別図

# みなとみらい21地区



— 美化推進重点地区界



横浜市告示第 333 号

自動販売機の届出対象地区の区域の変更

横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例（平成7年9月横浜市条例第46号）第12条第1項に規定する自動販売機の届出対象地区の区域を、次のとおり変更する。

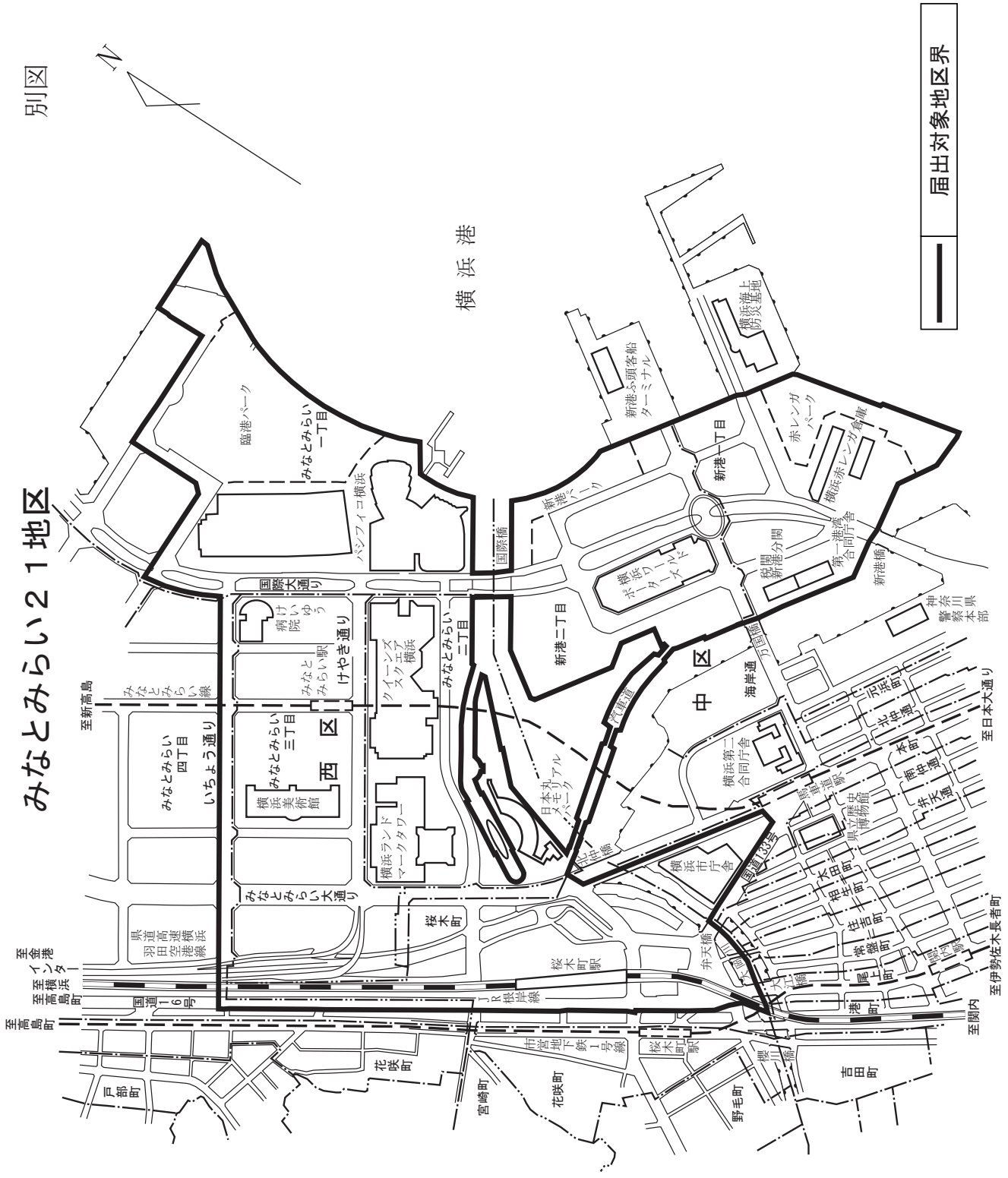
令和元年12月5日

横浜市長 林 文 子

変更年月日	変更する指定場所	
	指定地区名	区 域 図
令和2年1月1日	みなとみらい21地区	別図のとおり

別図

# みなとみらい21地区



届出対象地区界

## 横 浜 市 告 示 第 334 号

横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 特 別 緑 地 保 全 地 区 の 決 定

都 市 計 画 法 （ 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ） 第 19 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ  
き、横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 特 別 緑 地 保 全 地 区 を 次 の と お り 決 定 し た  
。

そ の 関 係 図 書 は、横 浜 市 建 築 局 企 画 部 都 市 計 画 課 に お い て 一 般 の  
縦 覧 に 供 す る 。

令 和 元 年 12 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 都 市 計 画 の 種 類 及 び 名 称  
横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 特 別 緑 地 保 全 地 区  
今 宿 西 町 特 別 緑 地 保 全 地 区
- 2 都 市 計 画 を 定 め る 土 地 の 区 域  
旭 区 今 宿 西 町 地 内

## 横 浜 市 告 示 第 335 号

横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 特 別 緑 地 保 全 地 区 の 決 定

都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 19 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ  
き、横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 特 別 緑 地 保 全 地 区 を 次 の と お り 決 定 し た  
。

そ の 関 係 図 書 は、横 浜 市 建 築 局 企 画 部 都 市 計 画 課 に お い て 一 般 の  
縦 覧 に 供 す る 。

令 和 元 年 12 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 都 市 計 画 の 種 類 及 び 名 称  
横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 特 別 緑 地 保 全 地 区  
白 根 五 丁 目 特 別 緑 地 保 全 地 区
- 2 都 市 計 画 を 定 め る 土 地 の 区 域  
旭 区 白 根 五 丁 目 地 内

## 横 浜 市 告 示 第 336 号

横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 特 別 緑 地 保 全 地 区 の 変 更

都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 21 条 第 2 項 に お い て 準 用  
す る 同 法 第 19 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 特 別  
緑 地 保 全 地 区 を 次 の と お り 変 更 し た 。

そ の 関 係 図 書 は 、 横 浜 市 建 築 局 企 画 部 都 市 計 画 課 に お い て 一 般 の  
縦 覧 に 供 す る 。

令 和 元 年 12 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 都 市 計 画 の 種 類 及 び 名 称  
横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 特 別 緑 地 保 全 地 区  
大 棚 町 特 別 緑 地 保 全 地 区
- 2 都 市 計 画 を 定 め る 土 地 の 区 域
  - (1) 追 加 す る 部 分  
な し
  - (2) 削 除 す る 部 分  
な し
  - (3) 変 更 す る 部 分  
都 筑 区 大 棚 町 地 内

## 横浜市告示第337号

## 横浜国際港都建設計画生産緑地地区の変更

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、横浜国際港都建設計画生産緑地地区を次のとおり変更した。

その関係図書は、横浜市建築局企画部都市計画課において一般の縦覧に供する。

令和元年12月5日

横浜市長 林 文子

## 1 都市計画の種類

横浜国際港都建設計画生産緑地地区

## 2 都市計画を定める土地の区域

## (1) 追加する部分

港南区東芹が谷地内、青葉区新石川三丁目地内、都筑区中川三丁目地内及び戸塚区汲沢町地内

## (2) 削除する部分

鶴見区梶山一丁目地内、神奈川区神大寺一丁目地内、南区别所七丁目地内、保土ヶ谷区東川島町地内、緑区中山四丁目地内及び瀬谷区相沢七丁目地内

## (3) 変更する部分

鶴見区東寺尾一丁目地内、神奈川区片倉五丁目、神大寺二丁目及び神大寺四丁目地内、港南区笹下二丁目、芹が谷五丁目及び野庭町地内、保土ヶ谷区仏向町地内、旭区川井本町及び本宿町地内、港北区新吉田町、樽町三丁目及び綱島東二丁目地内、緑区北八朔町地内、青葉区市ヶ尾町、美しが丘西三丁目及び千草台地内、都筑区牛久保一丁目、荏田南二丁目、荏田南四丁目、加賀原一丁目、川和台及び川和町地内、戸塚区秋葉町、上矢部町及び原宿二丁目地内、栄区飯島町、上郷町及び公田町地内、泉区和泉中央北二丁目、和泉中央南四丁目及び桂坂地内並びに瀬谷区東野及び中屋敷一丁目地内

## 横 浜 市 告 示 第 338 号

## 横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 地 区 計 画 の 変 更

都 市 計 画 法 （ 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ） 第 21 条 第 2 項 に お い て 準 用  
す る 同 法 第 19 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 地 区  
計 画 を 次 の と お り 変 更 し た 。

そ の 関 係 図 書 は 、 横 浜 市 建 築 局 企 画 部 都 市 計 画 課 に お い て 一 般 の  
縦 覧 に 供 す る 。

令 和 元 年 12 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

## 1 都 市 計 画 の 種 類 及 び 名 称

横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 地 区 計 画

み な と み ら い 2 1 中 央 地 区 地 区 計 画

## 2 都 市 計 画 を 定 め る 土 地 の 区 域

## (1) 追 加 す る 部 分

な し

## (2) 削 除 す る 部 分

な し

## (3) 変 更 す る 部 分

西 区 高 島 一 丁 目 、 み な と み ら い 一 丁 目 、 み な と み ら い 二 丁 目  
、 み な と み ら い 三 丁 目 、 み な と み ら い 四 丁 目 、 み な と み ら い 五  
丁 目 及 び み な と み ら い 六 丁 目 並 び に 中 区 内 田 町 及 び 桜 木 町 地 内

公 告

横 浜 市 公 告 第 478 号

特 定 非 営 利 活 動 促 進 法 に 基 づ く 特 定 非 営 利 活 動 法 人 の 設 立 の 認 証 の 申 請

特 定 非 営 利 活 動 促 進 法 （ 平 成 10 年 法 律 第 7 号 ） 第 10 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 、 次 の と お り 特 定 非 営 利 活 動 法 人 の 設 立 の 認 証 の 申 請 が あ っ た 。

令 和 元 年 12 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

申 請 年 月 日	特 定 非 営 利 活 動 法 人 の 名 称	代 表 者 の 氏 名	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	定 款 に 記 載 さ れ た 目 的
令 和 元 年 11 月 18 日	特 定 非 営 利 活 動 法 人 日 中 友 好 支 援 協 会	松 平 美 智 子	南 区 庚 台 84 番 地 の 1	本 協 会 は 、 日 中 両 国 民 の 相 互 理 解 と 友 好 を 深 め 、 世 界 平 和 と 両 国 民 の 共 栄 ・ 共 生 に 貢 献 す る 事 業 を 行 い 社 会 に 寄 与 す る こ と を 目 的 と す る 。



横浜市公告第479号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和元年12月5日

横浜市長 林 文子

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

B U O N O T O W N A K E B O N O

中区曙町3丁目33番地の1ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

鹿島リース株式会社

代表取締役 稲 葉 仁

東京都港区元赤坂1丁目1番5号

ほか1者

(3) 変更した事項

変更した事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	ウェルシア薬局株式会社 代表取締役 水 野 秀 晴 東京都千代田区外神田2丁目2番15号 ほか3者	ウェルシア薬局株式会社 代表取締役 松 本 忠 久 東京都千代田区外神田2丁目2番15号 ほか3者

(4) 変更の年月日

平成31年3月1日

(5) 変更した理由

小売業者の代表者変更のため

2 届出年月日

令和元年11月18日

3 縦覧場所

中区港町1丁目1番地

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横浜市公告第480号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和元年12月5日

横浜市長 林 文子

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

島忠ホームズ港北高田店  
港北区高田西一丁目7番

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社島忠  
代表取締役 岡野 恭明  
さいたま市中央区上落合8丁目3番32号

(3) 変更しようとする事項

変更しようとする事項	変更前		変更後	
駐車場の位置及び収容台数	位置	届出書添付図面（変更前）記載のとおり 数 290台	位置	届出書添付図面（変更後）記載のとおり 数 231台
駐輪場の位置及び収容台数	位置	届出書添付図面（変更前）記載のとおり 数 86台	位置	届出書添付図面（変更後）記載のとおり 数 86台

（添付図面は省略）

(4) 変更する年月日

令和2年7月19日

(5) 変更する理由

店舗配置変更のため

2 届出年月日

令和元年11月18日

3 縦 覧 場 所

中 区 港 町 1 丁 目 1 番 地

横 浜 市 経 済 局 市 民 経 済 労 働 部 商 業 振 興 課

## 横 浜 市 公 告 第 481 号

## 大 規 模 小 売 店 舗 の 廃 止 の 届 出

大 規 模 小 売 店 舗 立 地 法 ( 平 成 10 年 法 律 第 91 号 ) 第 6 条 第 5 項 の 規 定 に よ り 、 次 の と お り 大 規 模 小 売 店 舗 の 廃 止 の 届 出 が あ っ た 。

令 和 元 年 12 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 大 規 模 小 売 店 舗 の 名 称 及 び 所 在 地  
権 田 第 一 ビ ル 、 第 二 ビ ル  
西 区 南 幸 二 丁 目 16 番 1 号
- 2 大 規 模 小 売 店 舗 を 廃 止 す る 者 の 氏 名 又 は 名 称 及 び 住 所 並 び に 法 人 に あ っ て は 代 表 者 の 氏 名  
権 田 金 属 工 業 株 式 会 社  
代 表 取 締 役 社 長 権 田 源 太 郎  
相 模 原 市 中 央 区 宮 下 1 丁 目 1 番 16 号
- 3 大 規 模 小 売 店 舗 内 の 廃 止 前 の 店 舗 面 積 の 合 計  
21,415.21 m<sup>2</sup>
- 4 大 規 模 小 売 店 舗 内 の 廃 止 後 の 店 舗 面 積 の 合 計  
0 m<sup>2</sup>
- 5 大 規 模 小 売 店 舗 内 の 店 舗 面 積 の 合 計 が 1,000 平 方 メ ー ト ル 以 下 と な る 日  
平 成 31 年 3 月 31 日
- 6 変 更 す る 理 由  
建 物 建 替 え の た め
- 7 届 出 年 月 日  
令 和 元 年 11 月 18 日

横浜市公告第482号

令和2年度に横浜市風力発電所で発電する電力の売却に  
関する一般競争入札の施行

次のとおり一般競争入札を行う。

令和元年12月5日

横浜市長 林 文子

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

令和2年度に横浜市風力発電所で発電する電力の売却

(2) 履行場所

神奈川区鈴繁町8番地の1 横浜市風力発電所

(3) 履行期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

2 入札参加資格

当該入札に参加しようとする者は、次に掲げる条件を全て満た  
していなければならない。

(1) 横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号）第3条第  
1項に掲げる者でないこと及び同条第2項の規定により定めた  
資格を有する者であること。

(2) 令和元・2年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委  
託等関係）において「電力・都市ガス」に登録されている者で  
あること。

(3) 横浜市一般競争参加停止及び指名停止等措置要綱に基づく一  
般競争参加停止及び指名停止措置を受けていない者であること  
。

(4) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基  
づき小売電気事業者としての登録を受けた者であること。

3 入札説明書の交付

(1) 交付期間

令和元年12月5日から令和元年12月11日まで

(2) 交付方法

横浜市ホームページ（次のアドレス）からのダウンロードに  
よる。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/kakukukyoku/2020/denryoku/>

4 入札参加手続等

(1) 入札に参加するための事前の入札参加申請手続きは要しない  
。

(2) 2に掲げる入札参加資格の確認は、開札後に資格を確認する  
必要があると認める者について行う。

5 入札及び開札

- (1) 日時及び会場  
令和元年12月25日午後2時  
(所在) 中区真砂町2丁目22番地  
(会場名) 関内中央ビル 7階協議室
  - (2) 入札方法  
入札説明書に定める方法による。
- 6 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金はこれを免除する。
  - (2) 契約保証金は要求することとし、買受代金額の100分の15以上とする。
- 7 入札の無効
- 次の入札は無効とする。
- (1) 横浜市契約規則第19条の規定に該当する入札
  - (2) 第2項に定める入札参加資格を満たさない者が行った入札
  - (3) 前各号に定めるもののほか、入札説明書に定める方法によらない入札
- 8 契約書作成の要否
- 横浜市が定める売買契約書による契約書の作成を要する。
- 9 注意事項
- (1) この契約は、令和2年度横浜市各会計予算が令和2年3月31日までに横浜市議会において可決された上、同年4月1日以降に契約書を交換することによって確定する。
  - (2) この契約は、令和2年4月1日の改正民法の施行に伴い、新たに施行する本市契約約款を適用することとする。
- 10 担当部署
- 中区真砂町2丁目22番地  
横浜市環境創造局環境保全部環境エネルギー課（関内中央ビル6階）  
電話 045(671)2681

横 浜 市 公 告 第 483 号

公 園 の 一 時 利 用 停 止

横 浜 市 公 園 条 例 ( 昭 和 33 年 3 月 横 浜 市 条 例 第 11 号 ) 第 3 条 第 1 項  
の 規 定 に 基 づ き 、 次 の と お り 公 園 の 利 用 を 一 時 停 止 す る 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 環 境 創 造 局 公 園 緑 地 部 公 園 緑 地 管 理 課 に  
お い て 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 元 年 12 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

公 園 の 名 称	位 置	一 時 利 用 停 止 の 区 域 及 び 面 積	一 時 利 用 停 止 の 態 様	一 時 利 用 停 止 期 間
牛 坂 下 公 園	中 区 石 川 町 5 丁 目 188 番 の 1	別 図 の と お り 1,006 m <sup>2</sup>	立 入 禁 止	令 和 元 年 12 月 9 日 か ら 令 和 2 年 3 月 31 日 ま で
大 上 な か よ し 公 園	戸 塚 区 上 矢 部 町 1,242 番 の 6	別 図 の と お り 678 m <sup>2</sup>	立 入 禁 止	令 和 元 年 12 月 5 日 か ら 令 和 2 年 2 月 28 日 ま で

別 図 ( 省 略 )



横 浜 市 公 告 第 484 号

排 水 設 備 指 定 工 事 店 の 指 定

横 浜 市 排 水 設 備 指 定 工 事 店 規 則 ( 平 成 11 年 1 月 横 浜 市 規 則 第 1 号 ) に 規 定 す る 排 水 設 備 指 定 工 事 店 と し て 、 次 の と お り 指 定 し た 。

令 和 元 年 12 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

1 排 水 設 備 指 定 工 事 店

指 定 番 号	名 称	代 表 者 氏 名	営 業 所 所 在 地
30571	株 式 会 社 パ ン ド ー ラ 横 浜 支 店	河 内 晃 一 郎	保 土 ヶ 谷 区 西 谷 町 991 番 地
11676	株 式 会 社 建 新	大 口 隆 弘	横 須 賀 市 小 川 町 26 番 地 の 9

2 指 定 有 効 期 間

令 和 元 年 12 月 1 日 か ら 令 和 6 年 10 月 31 日 ま で

横 浜 市 公 告 第 485 号

横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 道 路 の 市 素 案 の 公 聴 会 の 開 催 の 中  
止

令 和 元 年 12 月 6 日 に 横 浜 市 立 あ か ね 台 中 学 校 地 域 交 流 室 で 開 催 を  
予 定 し て い た 横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 道 路 の 市 素 案 に 係 る 公 聴 会 に つ  
い て 、 公 述 申 出 期 間 終 了 ま で に 公 述 の 申 出 書 の 提 出 が な か っ た の で  
、 横 浜 市 都 市 計 画 公 聴 会 規 則 ( 平 成 15 年 3 月 横 浜 市 規 則 第 36 号 ) 第  
9 条 の 規 定 に 基 づ き 、 公 聴 会 の 開 催 を 中 止 す る 。

令 和 元 年 12 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

横 浜 市 公 告 第 486 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了  
都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。  
令 和 元 年 12 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
平 成 30 年 6 月 18 日 第 30 開 1804 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
東 京 都 中 央 区 銀 座 6 丁 目 17 番 1 号  
三 井 不 動 産 株 式 会 社 ロ ジ ス テ ィ ク ス 本 部  
ロ ジ ス テ ィ ク ス 事 業 部 長 寺 島 道 人
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
都 筑 区 川 和 町 760 番 の 1 、 760 番 の 2 、 760 番 の 6 、 760 番 の  
7 、 810 番 の 2 、 812 番 の 2 、 824 番 の 1 、 824 番 の 4 、 824 番  
の 5 及 び 828 番 の 2

横 浜 市 公 告 第 487 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 ( 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ) 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定  
に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一  
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 元 年 12 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 指 定 番 号  
第 31 ・ 1 ・ 5 号
- 2 指 定 年 月 日  
令 和 元 年 11 月 26 日
- 3 道 路 の 幅 員  
5.50 m
- 4 道 路 の 延 長  
6.64 m
- 5 指 定 の 場 所  
鶴 見 区 佃 野 町 697 番 の 5
- 6 申 請 者 の 氏 名  
株 式 会 社 オ ー プ ン ハ ウ ス ・ デ ィ ベ ロ ッ プ メ ン ト  
代 表 取 締 役 福 岡 良 介

横 浜 市 公 告 第 488 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 ( 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ) 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定  
に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一  
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 元 年 12 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 指 定 番 号  
第 31 ・ 9 ・ 2 号
- 2 指 定 年 月 日  
令 和 元 年 11 月 25 日
- 3 道 路 の 幅 員  
4.50 m
- 4 道 路 の 延 長  
29.58 m
- 5 指 定 の 場 所  
磯 子 区 中 原 三 丁 目 587 番 の 1
- 6 申 請 者 の 氏 名  
株 式 会 社 ア ー ネ ス ト ワ ン  
代 表 取 締 役 松 林 重 行

横 浜 市 公 告 第 489 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 ( 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ) 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定  
に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一  
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 元 年 12 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 指 定 番 号  
第 31 ・ 14 ・ 4 号
- 2 指 定 年 月 日  
令 和 元 年 11 月 21 日
- 3 道 路 の 幅 員  
4.50 m
- 4 道 路 の 延 長  
34.10 m
- 5 指 定 の 場 所  
瀬 谷 区 竹 村 町 23 番 の 2
- 6 申 請 者 の 氏 名  
株 式 会 社 真 和 産 業  
代 表 取 締 役 川 口 俊 彦

## 横 浜 市 公 告 第 490 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定  
に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一  
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 元 年 12 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 一 部 廃 止 す る 道 路 の 指 定 番 号  
第 38 ・ 101 号
- 2 廃 止 年 月 日  
令 和 元 年 11 月 18 日
- 3 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員  
5.00 m
- 4 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長  
19.90 m
- 5 廃 止 の 場 所  
神 奈 川 区 片 倉 二 丁 目 757 番 の 28 地 先 か ら 757 番 の 30 地 先 ま で

## 横 浜 市 公 告 第 491 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 ( 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ) 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定  
に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一  
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 元 年 12 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 一 部 廃 止 す る 道 路 の 指 定 番 号  
第 39 ・ 56 号
- 2 廃 止 年 月 日  
令 和 元 年 11 月 19 日
- 3 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員  
4.50 m 及 び 6.50 m
- 4 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長  
128.50 m
- 5 廃 止 の 場 所  
港 南 区 港 南 二 丁 目 1,374 番 の 1 地 先 か ら 1,448 番 の 3 地 先 ま で



## 横 浜 市 公 告 第 492 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定  
に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一  
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 元 年 12 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 一 部 廃 止 す る 道 路 の 指 定 番 号  
第 41 ・ 127 号
- 2 廃 止 年 月 日  
令 和 元 年 11 月 18 日
- 3 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員  
5.00 m
- 4 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長  
75.30 m
- 5 廃 止 の 場 所  
港 北 区 菊 名 五 丁 目 590 番 の 1 地 先 か ら 592 番 の 22 地 先 ま で

## 横 浜 市 公 告 第 493 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定  
に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一  
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 元 年 12 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

## 1 一 部 廃 止 す る 道 路 の 指 定 番 号

第 35 ・ 57 号

## 2 廃 止 年 月 日

令 和 元 年 11 月 14 日

## 3 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員

4.00 m 及 び 6.00 m

## 4 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長

1,003.6 m

## 5 廃 止 の 場 所

戸 塚 区 品 濃 町 16 番 の 17 地 先 から 48 番 の 11 地 先 ま で 、 16 番 の 28 地  
先 から 48 番 の 15 地 先 ま で 、 16 番 の 29 地 先 から 48 番 の 42 地 先 ま で 、  
16 番 の 37 地 先 から 20 番 の 5 地 先 ま で 、 16 番 の 39 地 先 から 48 番 の 47  
地 先 ま で 、 16 番 の 40 地 先 から 16 番 の 46 地 先 ま で 、 16 番 の 44 地 先 か  
ら 112 番 の 1 地 先 ま で 及 び 16 番 の 49 地 先 から 16 番 の 50 地 先 ま で

横 浜 市 公 告 第 494 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 ( 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ) 第 42 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ  
く 指 定 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

令 和 元 年 12 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 廃 止 年 月 日  
令 和 元 年 11 月 25 日
- 2 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員  
4.00 m
- 3 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長  
12.21 m
- 4 廃 止 の 場 所  
保 土 ヶ 谷 区 上 菅 田 町 792 番 の 7 の 一 部
- 5 申 請 者 の 氏 名  
株 式 会 社 サ ン プ ラ ン  
代 表 取 締 役 牧 田 勝 巳

横 浜 市 公 告 第 495 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 ( 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ) 第 42 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ  
く 指 定 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

令 和 元 年 12 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 廃 止 年 月 日  
令 和 元 年 11 月 25 日
- 2 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員  
4.00 m
- 3 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長  
14.49 m
- 4 廃 止 の 場 所  
瀬 谷 区 本 郷 三 丁 目 41 番 の 2 及 び 41 番 の 3 の 各 一 部
- 5 申 請 者 の 氏 名  
瀬 谷 総 合 開 発 株 式 会 社  
代 表 取 締 役 川 口 忠 人

## 横 浜 市 公 告 第 496 号

釜石都市計画片岸地区被災市街地復興土地区画整理事業  
の施行に係る換地処分通知の内容の掲示

釜石都市計画片岸地区被災市街地復興土地区画整理事業の施行に係る土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 103 条第 1 項の規定に基づく換地処分通知のうち、その書類を送付すべき場所を確知することができないものの内容が掲示されている旨を次のとおり公告する。

令和元年 12 月 5 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 被通知者の氏名及び住所  
柏 崎 東  
戸塚区汲沢一丁目 22 番 18 - 102 号
- 2 掲示場所  
岩手県釜石市片岸町第 9 地割 102 番地の 1 にある掲示板
- 3 掲示期間  
令和元年 12 月 5 日から令和元年 12 月 15 日まで

横 浜 市 公 告 第 497 号

港 湾 隣 接 地 域 を 指 定 す る こ と に つ い て の 公 聴 会 の 開 催  
 港 湾 法 ( 昭 和 25 年 法 律 第 218 号 ) 第 37 条 の 2 第 2 項 の 規 定 に よ り  
 、 港 湾 隣 接 地 域 を 指 定 す る こ と に つ い て 次 の と お り 公 聴 会 を 開 催 す  
 る 。

令 和 元 年 12 月 5 日

横 浜 港 港 湾 管 理 者 横 浜 市

代 表 者 横 浜 市 長 林 文 子

1 指 定 し よ う と す る 地 域

(1) 港 湾 隣 接 地 域 の 地 区 名 及 び 指 定 の 区 域

金 沢 地 区

基 点 第 0101 号 か ら 基 点 第 0107 号 ま で を 順 次 に 直 線 で 結 ん だ 線  
 及 び 基 点 第 0107 号 と 基 点 第 0101 号 と を 結 ん だ 水 際 線 に よ り 囲 ま  
 れ た 金 沢 区 幸 浦 二 丁 目 の 陸 域

基 点 第 0201 号 か ら 基 点 第 0214 号 ま で を 順 次 に 直 線 で 結 ん だ 線  
 及 び 基 点 第 0214 号 と 基 点 第 0201 号 と を 結 ん だ 水 際 線 に よ り 囲 ま  
 れ た 金 沢 区 福 浦 一 , 二 , 三 丁 目 の 陸 域

(2) 基 点 の 位 置

第 0101 号 北 緯 35 度 21 分 57 秒 、 東 経 139 度 39 分 02 秒

第 0102 号 基 点 第 0101 号 か ら 180 度 354 メートルの地点

第 0103 号 基 点 第 0102 号 か ら 90 度 5 メートルの地点

第 0104 号 基 点 第 0103 号 か ら 180 度 142 メートルの地点

第 0105 号 基 点 第 0104 号 か ら 90 度 5 メートルの地点

第 0106 号 基 点 第 0105 号 か ら 180 度 194 メートルの地点

第 0107 号 基 点 第 0106 号 か ら 153 度 250 メートルの地点

第 0201 号 北 緯 35 度 21 分 27 秒 、 東 経 139 度 39 分 07 秒

第 0202 号 基 点 第 0201 号 か ら 153 度 524 メートルの地点

第 0203 号 基 点 第 0202 号 か ら 90 度 176 メートルの地点

第 0204 号 基 点 第 0203 号 か ら 136 度 11 メートルの地点

第 0205 号 基 点 第 0204 号 か ら 180 度 1,123 メートルの地点

第 0206 号 基 点 第 0205 号 か ら 90 度 10 メートルの地点

第 0207 号 基 点 第 0206 号 か ら 180 度 150 メートルの地点

第 0208 号 基 点 第 0207 号 か ら 218 度 21 メートルの地点

第 0209 号 基 点 第 0208 号 か ら 257 度 169 メートルの地点

第 0210 号 基 点 第 0209 号 か ら 263 度 91 メートルの地点

第 0211 号 基 点 第 0210 号 か ら 257 度 373 メートルの地点

第 0212 号 基 点 第 0211 号 か ら 133 度 5 メートルの地点

第 0213 号 基 点 第 0212 号 か ら 257 度 282 メートルの地点

第 0214 号 基 点 第 0213 号 か ら 270 度 176 メートルの地点

2 公 聴 会 の 日 時 及 び 場 所

- (1) 日時  
令和元年12月16日午後1時30分から午後3時30分まで
  - (2) 場所  
中区山下町2番地  
横浜市港湾局第1会議室（産業貿易センタービル6階）
- 3 意見陳述の申出の方法及び提出期限
- 指定しようとする地域に関し利害関係を有する者で、公聴会に出席して意見を述べようとする者は、令和元年12月12日までに、氏名、住所、電話番号、当該港湾隣接地域についての利害関係、意見の要旨及びその理由を記載した書面を横浜市港湾局政策調整部政策調整課に提出すること（意見陳述の申出がないときは、公聴会の開催を中止する。）。

---

区 告 示

---

戸 塚 区 告 示 第 12 号 （ 令 和 元 年 11 月 26 日 掲 示 済 ）

認 可 地 縁 団 体 の 告 示 事 項 の 変 更

地 方 自 治 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 67 号 ） 第 260 条 の 2 第 11 項 の 規 定 に  
基 づ き 、 南 戸 塚 台 自 治 会 か ら 次 の と お り 変 更 し た 旨 の 届 出 が あ っ た  
。

令 和 元 年 11 月 26 日

横 浜 市 戸 塚 区 長 吉 泉 英 紀

変 更 し た 事 項	変 更 前	変 更 後
代 表 者 の 氏 名 及 び 住 所	安 藤 洋 子 戸 塚 区 原 宿 一 丁 目 36 番 14 号	小 宮 秀 成 戸 塚 区 原 宿 一 丁 目 44 番 18 号



栄区告示第12号

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、松ヶ丘町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和元年12月5日

横浜市栄区長 星 崎 雅 代

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	千 葉 丈 栄区笠間五丁目5番 1号	石 井 龍 雄 栄区笠間五丁目18番 14号

## 水 道 局

## 水 道 局 公 告 第 6 号

## 指 定 給 水 装 置 工 事 事 業 者 の 指 定

水 道 法 （ 昭 和 32 年 法 律 第 177 号 ） 第 16 条 の 2 第 1 項 に 規 定 す る 指 定 給 水 装 置 工 事 事 業 者 と し て 、 次 の と お り 指 定 し た 。

令 和 元 年 12 月 5 日

横 浜 市 水 道 事 業 管 理 者

水 道 局 長 山 隈 隆 弘

指 定 番 号	名 称	代 表 者 氏 名	営 業 所 所 在 地	指 定 年 月 日
3097	水こまネット	嘉 藤 秀 生	南区大岡一丁目25番14-408号	令和元年 8月13日
3098	株式会社ワーキングゲート	松 島 祐 太 郎	東京都渋谷区南平台町15番地の15	令和元年 9月5日
3099	株式会社建新	大 口 隆 弘	横須賀市小川町26番地の9	令和元年 9月11日
3100	K I 設備株式会社	兼 松 純 子	大和市下鶴間36番地の2	令和元年 9月11日
3101	株式会社アース	水 口 里 美	鳥取県鳥取市西品治173番地の2	令和元年 9月25日
3102	A I M S 株式会社	北 田 憲 二	東京都世田谷区駒沢2丁目16番1号	令和元年 9月26日

---

教 育 委 員 会

---

横 浜 市 教 育 委 員 会 告 示 第 20 号

横 浜 市 文 化 財 保 護 条 例 に 基 づ く 管 理 団 体 の 指 定

横 浜 市 文 化 財 保 護 条 例 （ 昭 和 62 年 12 月 横 浜 市 条 例 第 53 号 ） 第 47 条  
第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 次 の と お り 管 理 団 体 を 指 定 す る 。

令 和 元 年 12 月 5 日

横 浜 市 教 育 委 員 会

教 育 長 鯉 淵 信 也

管 理 団 体 名	所 在 地	代 表 者 名	団 体 が 管 理 す る 地 域 文 化 財 の 名 称
横 浜 ホ ン チ 保 存 会	青 葉 区 青 葉 台 一 丁 目 33 番 地 の 3	末 崎 正	ホ ン チ （ く も 合 戦 ）